

1 議事日程（5日目）

[平成22年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成22年12月17日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第67号 | 第五次太宰府市総合計画（基本構想）について（総合計画特別委員会） |
| 日程第2 | 議案第68号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第69号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第70号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第71号 | 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第72号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（分割付託） |
| 日程第7 | 議案第73号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託） |
| 日程第8 | 議案第74号 | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第75号 | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第81号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託） |
| 日程第11 | 議案第82号 | 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第83号 | 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第84号 | 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第85号 | 平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第86号 | 平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第87号 | 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第17 | | みらい基金創設特別委員会最終報告 |
| 日程第18 | 発議第3号 | 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について |

- 日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願（総務文教常任委員会）
- 日程第20 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願（総務文教常任委員会）
- 日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願（総合計画特別委員会）
- 追加日程第1 意見書第9号 保育制度改革に関する意見書
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 閉会中の継続審査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
総 務 部 長	木 村 甚 治	協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	和 田 有 司	健康福祉部長	和 田 敏 信
建設経済部長	齋 藤 廣 之	会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美
教 育 部 長	山 田 純 裕	総 務 課 長	大 藪 勝 一
経営企画課長	今 泉 憲 治	市 民 課 長	原 野 敏 彦
福 祉 課 長	宮 原 仁	保健センター所長	中 島 俊 二
子育て支援課長	原 田 治 親	都市整備課長	神 原 稔
上下水道課長	松 本 芳 生	教 務 課 長	木 村 裕 子

監査委員事務局長 関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第67号 第五次太宰府市総合計画（基本構想）について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」を議題とします。

本案は総合計画特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総合計画特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

総合計画特別委員会に審査付託されました議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」の審査結果についてご報告をさせていただきます。

審査につきましては、12月10日及び12月15日の2日間にわたり、市長、副市長、教育長及び各部長、関係課長出席のもと行いました。審査に当たりましては、第五次太宰府市総合計画策定経過及び基本構想の各項目について執行部から説明を受け、資料として配付された第五次太宰府市総合計画序論、第五次太宰府市総合計画前期基本計画のほか、総合計画審議会答申など、今まで議会に対して報告された内容を参考に慎重に進めてまいりました。

まず、第五次太宰府市総合計画策定経過について報告をいたします。

平成20年7月に策定の方針としまして、簡素にコンパクトにまとめること及び第四次太宰府市総合計画の反省を踏まえ、基本計画の中に成果指標を盛り込むことが決定され、第四次総合計画の総括、職員意識調査、市民意識調査、市民100人インタビューが実施されております。

平成21年に入りまして、職員で組織された総合計画策定委員会で審議を重ね、部長会議、経営会議での審議を経て、平成22年2月に第五次太宰府市総合計画素案が決定されております。

3月には、市民意識調査及びパブリックコメントを実施、パブリックコメントでは、41人から237件の意見が寄せられております。パブリックコメントを受け、さらに内部で検討、修正がなされ、平成22年6月に第五次太宰府市総合計画案を決定。これを総合計画審議会に諮問しております。

審議会では、起草委員会2回を含む延べ15回にわたる審議が行われ、平成22年10月15日に答申がなされました。執行部では、審議会答申を受けまして、答申を最大限に尊重すべく、担当

課、部長会議、経営会議での審議を経て、11月11日に第五次太宰府市総合計画案を最終的に決定し、今議会に上程されたものであります。

次に、基本構想の各項目について報告をいたします。

まず、1、将来像であります。

将来像は、語り継ぎ、守り育てる太宰府の姿として、100年後も見据え、「歴史とみどり豊かな文化のまち」とされております。大宰府政庁跡、水城跡、観世音寺等の歴史的、文化的遺産が点在する太宰府市の地域特性を踏まえながら、市民生活の向上を目指すものとされております。

2、10年後の目指すべきまちの姿であります。

これは、審議会答申の趣旨を尊重して新たに加えられたものであります。

3、まちづくりの理念であります。

ここでは、10年後のまちの姿を見据え、行政運営を進めていくための横断的な考え方を示すものとされております。

4、将来目標人口であります。

7万2,000人を目指すとされており、審議会での意見を踏まえて、年ごとに年齢構成の棒グラフが示されております。

5番目に、土地利用構想であります。

市民生活の利便性の確保はもちろんのこと、自然や歴史的な環境との調和のとれた安全で快適な生活空間を形成するため、市内を4つのゾーンに分けております。

6、目標とする7つの柱であります。

市民意識調査でもニーズが高かった項目をできるだけ前に掲げ、360度さまざまな施策を実施していくとされております。

7、協働のまちづくり、8、太宰府らしさを活かしたまちづくりであります。

ここでは、まちづくりの理念がわかりやすく説明されております。

以上、執行部から説明を受け、項目ごとに質疑を行いました。質疑の詳細な内容につきましては、全議員構成の特別委員会での審査であったことと、後日総合計画特別委員会会議録が調製されることから、ここで逐一報告をすることを省略させていただきます。

執行部におかれましては、委員会の内容、審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見及び要望については十分に整理、検討され、計画の遂行や今後策定されます実施計画などに反映されることを強く求めるものであります。

説明、質疑の後、2名の委員から本案に対する修正案が提出をされました。いずれも賛成少数で否決、さらに継続審査の動議も提出されましたが、これについても否決されました。

原案に対する討論では、反対の立場、賛成の立場でそれぞれ4名の委員が発言をされました。

討論を終わり、採決の結果、議案第67号は多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 議案第67号について反対の立場から討論いたします。

執行部におかれましては相当な議論を重ね、上程案を作成されたことは、特別委員会の質疑の中でも理解できました。しかし、総合計画は市民のための計画であり、市民との協働をうたっている本市のまちづくりのあり方としては、ほかの自治体で実施されているように、白紙の段階から市民と行政が意見を交換しながらつくり上げていくという方法をとられるべきであったと思います。

また、請願第8号にもかかわってきますが、唯一市民が直接参加した審議会の議論の大きな骨子であった将来像及び進行管理、財政計画について、その意向が基本構想に反映されているとは言えないと思います。また、議会においても約4年前から議会改革の議論が行われていたにもかかわらず、審議会では長い時間をかけて審議された基本計画について、議案として審査することができず議論が深まらなかったことは誠にじくじたる思いです。

自戒も含め、以上のような理由から本議案には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」反対の立場で討論をいたします。

委員会の審議の中でも明らかになりましたが、この基本構想をもとに資料として添付されました、今後進められていきます前期基本計画及び今後の実施計画の中で、これまで議会の中でも再三にわたって見直しを求めてきた問題等が引き続き継続される内容が含まれており、一部ではあります、全部反対という立場ではありませんが、どうしても譲れない部分がありますので、この提案されております基本構想につきましては反対を表明させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、委員長が報告したとおり、2日間にわたりまして全員構成で審議をしました。ただ、付託をされたのが基本構想であり、これに付随する5年の前期、後期の5年、そういう状況の中で、内容的にも市民に必要な内容もたくさん含まれておりました。そういう状況の中で、特別委員会では基本構想が付託をされたわけであり、前期基本計画や答申、

さまざまな資料も今までいただいておりますが、これに対する部分については、資料、参考的なものであって、それに修正を加えるとか、それにさまざまな意見を言う機会がありませんでした。当然、この基本構想だけが付託を受けたわけであり、私としては、でき上がってくる前期基本計画、この中にはさまざまな問題点もあり、委員会でも指摘をしておりましたが、やはり基本構想だけの審査では不十分であり、継続動議も出しましたが、これも否決もされたので、私はこの基本構想については、全面的に悪いとは言いませんが、一部認めがたいところもありまして、基本構想には反対の態度を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 反対の立場で討論いたします。

詳細につきましては、一般質問、また特別委員会の中でも十分に申し述べておりますので、要点を2つ。

まず、この上程案というのは、審議会の議論、あるいは答申案の骨の部分ですね、を反映したのではないと。文言の細かなところでは多々反映されておりますけれども、骨の部分で違おうと。また、この件に関しまして請願、また公開質問等もあっているようでございますけれども、要は非常に一般市民あるいはこの審議会にかかわった関係者等々から疑義が出ているということは事実であります。それらを踏まえまして、いわゆる修正案を提出しましたが、細かな文言等に関するとところで否決になったと感じております。最低限、まちづくりの中で市民の参画等を明記していくことが必要であったと思いますので、この原案に関しては賛成できません。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14 番（安部 陽議員） 私は、もう特別委員会で何回も同じようなことを言うから、言わないようにしておったんですけど、余りにも反対意見が多うございますので立ち上がった次第でございます。

私は、特別委員会でも説明しましたように、この基本構想については、木で例えれば幹の部分を作るんだから、そこが狂ってないから私は賛成というふうに申し上げます。今から考えられる予算だとか、枝葉、前期の基本計画等も見ましても、それらが盛り込まれておりました。そういう小さなことについては、この基本構想というのうたわなくても、その次の段階の基本計画で必ず出てきます。どうしても認めがたいというのであれば、予算審議のときにそれに対してはっきりと物を言ってもらいたいと。したがって、私は、この基本構想については、いろんな市民の方、あるいは職員、いろんな角度から審議されてでき上がったものでありますので、この基本構想については賛成いたします。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 私も、賛成の立場で討論させていただきます。

私も特別委員会で討論しましたので、もう今回はちょっと討論については遠慮しようかなと思いましたが。やはり、今回の総合計画につきましては、市民の意見を十分ですね、聞いてないという方もおられますけども、くみ上げておられるという分を感じております。それから、答申についての意見もありますけども、答申についてもよく取り入れていただいているということで、やはりしっかりした基本構想ができ上がっているんじゃないかなと。全体的に見まして賛成でございますけれども、部分的に見ますと、やはり進行管理についての部分ですね、ちょっと不足しているかなということで、そこら辺は不足に思っておりますけども、そこら辺は基本計画の中できっちり押さえていただいているようでございますので、これ、基本構想のもとに基本計画でつくっていただき、そして実施計画ということで今後10年間進めていただく分については十分に反映されていると思いますので、これについては賛成といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成13名、反対5名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第5まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第5、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第68号「太宰府市体育



センターの指定管理者の指定について」から議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」までについて、その審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

これらについては、指定管理者制度を導入している本市のスポーツ施設のうち、平成23年3月31日をもって協定締結期間が満了する4つの施設について、次期の指定管理者の候補者について議会の議決を求めるものであります。

議案第68号から議案第70号までの3つの施設については、公募を行い、太宰府市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、議案第68号の太宰府市体育センターについては株式会社エルベック、議案第69号の太宰府歴史スポーツ公園及び議案第70号の太宰府市立大佐野スポーツ公園についてはシンコースポーツ株式会社九州支店を指定管理者の候補者として選定するものであり、期間については平成23年4月1日から3年間との説明を受けております。

議案第71号の太宰府市立北谷運動公園につきましては、公募によらない指定管理者の候補者選定の規定に基づいて、太宰府市体育協会を指定管理者の候補者として選定するものであり、期間については平成23年4月1日から2年間とのことであります。

なお、結果として、いずれの施設も現在の指定管理者がそれぞれ継続することとなっております。

以上、執行部から一括して説明を受け、委員からは、公募の方法、指定管理料の比較などについて質疑があり、執行部からは、公募については9月から広報及びホームページで周知を行い、9月30日までに関係書類を提出していただき、選定を行ったこと。指定管理料の比較については、平成22年度の指定管理料とほぼ同額を提示されたことなどについて回答がありました。

そのほか関連する質疑では、指定管理者と協議の上、使用規定を定め、施設内に掲示していただきたいとの要望がなされております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号から第71号まで、いずれも委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第68号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第72号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と建設経済常任委員会とに分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、総合体育館建設に向けた調査研究を行うため、太宰府市総合体育館建設調査研究委員会を設置することに伴う条例改正であるとの説明を受けました。

これに対して委員からは、委員会で議論される内容などについて質疑があり、執行部からは総合体育館の規模、施設の内容、駐車場の広さなどを議論する予定としており、これらについては利用者側の意見も十分にちょうだいしたいと考えているなど回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号の当委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これにて総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 続きまして、議案第72号、建設経済常任委員会所管分について審査の内容と結果を報告いたします。

本案は、附属機関、太宰府市景観計画策定委員会について、景観計画の策定が終了したため、同策定委員会部分を削除するものです。

本案については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第72号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これにて建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これにて討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3

号) について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各常任委員会に分割付託された議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について、その審査の内容と結果を報告いたします。

歳入歳出の主なものとしましては、2款2項5目地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費930万円の増額補正、これは西鉄太宰府駅前の北谷、内山方面、いきいき情報センター及び大宰府政庁跡にバス接近案内表示器つきバス停を設置するための費用であります。財源については、中止となった大宰府政庁跡広場整備工事に充当されていた国庫補助金の一部を財源組み替えしたものであり、今回の補正予算上では歳入として計上されておりません。

10款2項小学校費の学校管理費、施設整備関係費3億6,341万5,000円の増額補正、これは主に大規模改修工事を行うための費用であり、対象となる学校は、太宰府小学校及び水城小学校であります。この財源については、安全・安心な学校づくり交付金及び市債が充てられており、それぞれ歳入及び地方債補正に計上されており、まずは設計を行い、実際の工事は来年度実施されることから、繰越明許費としても計上されております。

10款5項保健体育費の施設管理運営費、体育センター費1,135万円の増額補正、これは体育センターの耐震補強工事を行うための費用で、財源としましては市債を充当しており、歳入、地方債補正及び繰越明許費も計上されております。

債務負担行為補正では、来年4月に執行される統一地方選挙に係る費用、太宰府消防署建設に伴う事業債、市民課窓口サービスの向上を図る目的で、フロアマネージャーを配置するための費用などが計上されております。

審査に当たっては、科目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第73号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしては、6款2項2目のその他の諸費の備品購入費として有害鳥獣捕獲器の購入費用70万円が計上されております。これは、夏以降、イノシシがえさを求めて宝満山、四王寺山周辺の農地や民家の菜園に出没し、田んぼや家庭菜園に被害を及ぼしていることから、イノシシ駆除のため、猟友会の協力のもと、既存の10台に加え、新たに箱わな10台を購入するため補正するものです。

次に、7款1項4目観光施設整備費の委託料、駐車場警備委託料として80万円が計上されております。これは、おおみそかから正月三が日にかけて梅林アスレチックスポーツ公園を新設の臨時駐車場として設置するに当たって、当初の予定から誘導員の人員を増やしたり、案内表示板を増設するなどの追加経費が生じたため補正するものです。

本件については委員から、駐車場警備を委託する際、駐車場への誘導や警備は観光地太宰府市が行っているものであるという自覚を持って業務に当たってもらうよう、委託する警備会社への指導を徹底してほしいとの要望がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁維持補修関係費の委託料、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料として600万円が計上されております。これは、平成20年度から市内の橋梁についての長寿命化のための調査を行っておりますが、本年度の調査分に加え、橋の長さが2mから5m未満の85基の橋梁について調査を行うため、増額補正をするものです。

委員からは、調査内容について質疑があり、執行部から、調査は目視により、腐食、亀裂、ボルトの脱落などを調査し、コンクリート部分についてはひび割れ、漏水の状況などを調査するものであるとの回答がありました。

続いて、歳入の主なものとしては、15款2項4目、県支出金の農村環境整備事業補助金として175万円が増額補正されております。これは、歳出の道路施設等管理費の委託料、草刈り委託料とその他の施設管理費の工事請負費「溜池防護柵設置工事」にそれぞれ充当されるものであるとの説明がありました。

また、債務負担行為補正についても審査を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果をご報告いたします。

審査につきましては、歳出、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、それに関する歳入等があれば同時に説明をいただきました。その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

それでは、歳出、3款民生費、1項社会福祉費の主なものとしては、4目障害者自立支援費で4月より福祉サービス等利用者負担軽減により低所得者の利用負担が無料になりましたことや、利用者が増加したことによる介護訓練等給付費5,330万5,000円の増額補正です。これにつきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助が歳入として同時に計上されております。また、扶助費の自立支援医療更生医療給付費2,000万円の増額補正につきましては、生活保護受給者である人工透析者が平成21年7月から平成22年6月までの間、生活保護医療費で請求されていたことが判明したため、過誤として本年度中に病院、国保連合会から医療費請求があるため補正するものであります。この事業につきましても、国から2分の1、県から4分の1の補助があります。

ここでの質疑では委員から、この補正分で人工透析を受けていたのは何人か、また週何回受けていたのかとの質問がありました。執行部からは、1人であり、大体週3回受けられていたという回答を得ました。

次に、地域生活支援事業関係費につきましては、屋外での移動が困難な障害者（児）に外出のため付き添い介護を行い、障害者の移動を支援するもので、826万円の増額補正をするものです。これにつきましても、国からの2分の1、県からの4分の1の補助があります。

次に、障害者福祉団体助成関係費の公有財産購入費ですが、ご存じのとおり太宰府消防署が看護学校跡地にプレハブで仮庁舎を設置され、業務を行われていましたが、新庁舎が完成し、引っ越しされました。仮庁舎の有効利用として、このプレハブを購入し、障害者団体の作業場として利用するため210万円の増額補正を計上するものです。

次に、11目の南体育館関係費につきましては、現在、耐震診断中ですが、補強工事が必要である箇所が数カ所あるということから896万5,000円を増額補正し、耐震工事を行うものです。これは、起債をし、歳入として公共施設耐震化事業債1,040万円を計上しています。また、工事は年度内に完了することが困難なことから、繰越明許費とするものであります。

次に、2項の扶助費、子ども手当の5,330万円の減額補正ですが、これは、当初予算時に推定していた対象者数より少なかったというものです。これにつきましては、歳入の国及び県負担金も減額補正となります。

ここでの質疑では、具体的に何人少なかったのかとの質問に対し、400人ぐらいの減になっているとの回答がありました。

次に、保育所費の市立保育所管理運営費で、南保育所の雨漏りによる営繕工事に係る336万円の増額補正をしています。

質疑では、南保育所は点検をして防水シートが機能していなかったということだが、五条保育所のほうはどうか、点検等はしているのかとの質問に対し、五条保育所には今、漏水している状況もないので今回は調査してないとのことでした。

重ねて、いつになったら調査するのかとの質問に対しては、五条保育所自体が相当老朽化が進んでおり、建てかえも視野に入れたところで今後検討させていただきたいとのことでした。

次に、私立保育所関係費では、入所児童の増に伴う運営委託料の2,779万円の増額補正が計上されています。これには、保育所保育料338万円の歳入増と国からの2分の1、県からの4分の1の補助がありますので、それぞれ計上しています。

次に、3項生活扶助費の2億4,660万円の増額補正ですが、近年の社会経済の低迷による影響などが出て、生活保護世帯の増加が見込まれるので増額補正とするものです。これには、国庫から4分の3の補助がありますので、歳入も同時に1億8,495万円の増額補正をしています。

次に、4款1項母子保険費の妊婦健診審査関係費ですが、HTLV-1抗体検査を妊婦健診の初回時に追加するための費用の医療関係に支払う委託料17万円と、県外で受けた方への償還払い分6万8,000円であります。

次に、10款1項幼稚園就園奨励関係費につきましては、補助単価の改正及び園児の若干の増員によるもので、408万6,000円を追加補正するものです。

最後に、債務負担行為補正の一部事務組合分の大野城太宰府環境施設組合災害復旧事業債につきましては、平成21年7月の豪雨により大野城環境処理センターの進入路ののり面崩落、また土砂堆積など被災したことに伴います災害復旧工事を行うに当たり、起債の借り入れをしております。平成31年度までの太宰府市分の償還額を債務負担行為として992万7,000円計上するものです。

以上、本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてのご報告を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（不老光幸議員）** これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8と日程第9を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第8、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」及び日程第9、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第74号及び議案第75号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,570万1,000円の追加補正がなされております。その主な内容は、まず、歳出につきましては、1款総務費、1項1目の庶務関係費の105万5,000円の減額補正ですが、これは、国保の窓口が混雑したときのために窓口番号札発券機を設置するとして予算計上していましたが、ロビーに設置したコミュニティビジョンの設置業者との協議により無償で発券機の設置ができるようになったことから、予算額全額を減額補正するものです。これにつきましては、平成23年度から平成24年度までの債務負担行為として計上していましたが、同時に廃止するものです。

2款保険給付費、1項療養費、1目、2目、3目の補正につきましては、執行状況を参考に今後の支出見込みを算定したところ、不足を生じることからそれぞれ増額補正をしています。

同じく2項高額療養費、1目、2目につきましても、同様の理由で増額補正をしています。

3款後期高齢者支援金、1項1目につきましては、後期高齢者医療費の現役世代の負担金ですが、概算額の通知で拠出し、拠出金は2年後に精算を行う仕組みになっており、今年度の通知により減額補正をするものです。

6款1項1目介護納付金につきましても、同様に通知により増額補正をするものです。

11款1項2目につきましては、過年度分の精算額が確定したことによる精算返還金の増額補正となっています。

歳入につきましては、2款1項1目の療養給付費等負担金では、保険給付費、後期高齢者支援金負担金、介護納付金負担金の支出増加に伴う国庫負担金の増額補正になります。その他は、交付額を確定する通知により額の補正をするものです。

以上、補足説明を終え、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

歳入につきましては、1款総務費、1項1目一般管理費では、グループホームにスプリンクラーを設置する補助のための224万1,000円の増額補正、これは全額国庫補助となっています。

2款保険給付費、1項、2項、6項では、今年度の11月までの実績に基づき、合計1,300万円の予算の組み替えを行っております。内容は、1項介護給付費、2項介護予防給付費で減額した分を6項の特定入所者介護サービス費に充てるものです。

以上、執行部からの補足説明を終わり、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各常任委員会に分割付託されました議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分について、その審査の内容と結果を報告いたします。

本補正予算は、人事院勧告に伴う減、それから人事異動に伴う調整が主なものであります。

給与費について、まず給料が1,704万7,000円の減、それから職員手当が1,313万3,000円の増、これは7月の大雨による時間外勤務の増加によるものなどにより増額となったものであります。

期末手当、勤勉手当につきましては、人事院勧告に伴うものなど、合わせて3,806万9,000円の減額となっております。

以上によって、歳出が減額となったことから、歳入につきましても、取り崩す予定としていた財政調整資金及び前年度繰越金をもとに戻すこととしております。

以上、執行部から説明を受け、これに対して委員からは、職員の給与は毎年下がり続けているようだが、何年ぐらい続いているのかなどについて質疑があり、執行部からは、ここ3年ぐらい下がり続けており、今年的人事院勧告では全体的に0.2%の減、56歳以上の管理職クラスの職員については、さらに1.5%の引き下げが行われているなど回答がありました。

質疑を終え、討論では、本会議で議員、三役の引き下げには賛成をしたが、一般職員の給与引き下げには反対したため本案には賛成できないとして反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第81号の当委員会所管分は、委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第81号の建設経済常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時のそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に伴う額をあわせて補正するものとの説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第81号の環境厚生常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う額をあわせて補正計上するものとの説明がありました。

説明を終え、質疑はなく、討論では、本会議の初日に関連する条例について市長、副市長、教育長と議員のところについては賛成しているが、一般職員については反対しており、それに関連している内容であるということでの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第81号について反対の立場で討論させていただきますが、先ほど委員長報告の中でもありました所管委員会の中でも討論をさせていただいておりますが、本会議の初日に関連する条例について、市長など三役と議員については賛成をいたしました。一般職員の方の人事院勧告に伴う給与引き下げについては反対しております。それに関する補正予算が組まれておりますので、この議案第81号につきましては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほど各委員長からも報告がありましたが、初日の部分での討論をし、反対討論をさせていただきました。また、これに関連する職員給与の引き下げ、先ほども委員長からありましたように0.2%、それから特に56歳以上の方については1.5%も引き下げに

なる。また、日本全国国家公務員、地方公務員、関連する外郭団体など、この給与が毎年引き下げられて本当に経済が冷え込んでる状況の中で、景気が悪くなる。その上、また年金まで影響してくる。さまざまな影響がありまして、こういう給与の引き下げ、これについてはもうどうしてもやはりこの景気回復のためには給与の引き下げはすべきでないという立場をとっておりますので反対を委員会でも行いました。また、今から上程される各款の国保とか下水とかこの部分もありますが、職員給与関係について、引き下げについては認められないという立場を表明して反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長長の報告は原案可決です。本案を各委員長長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時01分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。  
休憩 午前11時01分  
~~~~~ ○ ~~~~~  
再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 再開します。
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第13、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第82号から議案第84号ま

での3議案について、審査内容と結果を一括して報告いたします。

この3議案につきましては、すべて職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第81号と一括して執行部から説明を受けました。

説明を終え、3議案すべてに対して質疑はなく、討論では、本会議の初日に関連する条例について市長、副市長、教育長と議員のところについては賛成しているが、一般職員については反対しており、それに関連している内容であるということでの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第83号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、以上3議案につきましては、3議案ともに委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第82号平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、先ほど委員長報告でもありましたが、私は環境厚生常任委員会で先ほど委員長報告にありました内容の討論を行っており、さきに反対いたしました議案第81号と関連する内容でありますので、第82号につきまして反対を表明いたします。

また、この後採決が行われます第83号、第84号についても、所管委員会で同様の反対討論を行っておりますので、あわせて反対であるということを表示させていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第81号、それから当初人勸関係の条例で反対討論をしておりますので、人勸関係分については、今後出てくる採決については討論は省略いたしますが、反対の態度を表明しときます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。  
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）



○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第15、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第85号及び議案第86号について、審査の内容と結果を一括して報告いたします。

両案ともに職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第81号と一括して執行部から説明を受けました。

両議案に対して委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、委員全員一致で両議案ともに原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第85号「平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第85号平成22年度太宰府市水道事業会計補正予算につきましても、先ほど委員長報告にもありましたが、人事院勧告に関する内容が含まれております補正予算ですので、同様に反対の立場をとらせていただきます。

また、あわせて、この後採決を行います第86号についても、同様の理由で反対であるということも表明しておきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号「平成22年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第87号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第16、議案第87号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成22年太宰府市議会第4回定例会最終日を迎えました。

本日ご提案申し上げます案件は、補正予算案件の1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」のご説明を申し上げます。

我が国では、疾病課題の解決を図りますために子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児の細菌性髄膜炎予防Hibワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の促進が求められていました。今回の補正予算は、国におきまして子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の補正予算が去る11月26日に成立しましたので、太宰府市におきましても早期実施が必要と考えましたので、平成23年3月から任意接種としてこの3ワクチンの接種を全額公費負担で開始するものがございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 3ワクチンの接種に関する補正予算ですが、その対象になっております子宮頸がん予防のワクチン接種に関連して質問させていただきます。

まず、確認をさせていただきたいんですけども、この子宮頸がんの接種対象者が中学1年生から高校1年生というふうになっているんですが、聞いたところとか調べたところによりますと、この平成22年、平成23年度の2カ年の事業でありますけども、高校1年生のところは平成22年度に接種を受けてないと翌年平成23年度にも接種の対象にならないという話を聞いているんですが、その点は事実なんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） そのとおりでございます。これは、国の補助によりまして県で基金を造成いたします。その基金事業の中身そのものがそのような形になっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうなりますと、3月からスタートするという事は、事実上平成22年度が3月一月しかない状況になるというふうに思いますが、その対象になる高校1年生のところですね、例えば4月に受けたいと思つていても、前年の3月に受けなかったら当然受け

ないわけですから、その点への周知というか対応策は私、必要なんじゃないかなと感じるんですけども、それについて何か対応される考え、お持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） このワクチンそのものが6カ月間で3回接種をしないといけない。1回目から2回目までの間が1カ月間必要です。必然的に2回目以降は、翌年度に入ります。翌年度につきましても、この考え方につきましてもは基金造成の中で対応するという事になっておりますことから、平成22年度にまず受けていただくというのが大事な事といたしますか、そこで受けていただくことを対象として平成23年度も同じ方を対象といたします。

周知につきまして、非常に大事なことでありますので、広報、ホームページは当然なんですけど、対象の方にはすべて個人通知を保護者あてにお送りをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。個人へのダイレクトメールで対応されるということですけども、あわせて要望させていただきますが、そのダイレクトメールを受けた後もきちんと連絡といいますか、いろいろ問い合わせも来るんじゃないかということを想像しますので、そういった部分への体制の部分も抜かりなくとっていただくよう要望いたしまして質疑を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） この子宮頸がん等のワクチンあるいは小児用の肺炎球菌あるいはHibワクチンについて、公明党が非常に強く推進してきたものでございまして、こういう形で補正予算に具体的に実施されると、全額公費負担ということに対して、私どもとしては大変喜んでおります。ただ、平成22年度と平成23年度という形の、言うならば1カ年と1カ月という形になるわけですが、1カ年事業だけなのかですね、その後どうなっているのか、国がどういう形で決めてくるかということもちょっと不透明な部分があるんですが、その辺のところについてご答弁いただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 国の補正予算そのものですので、2カ年度といいますが途中からということになります。

今、国のほうでは、もともとこの考え方としては、定期接種化に向けたところでの緊急的な対応といたしまして接種機会を設けるというふうな形になっております。ですから、今、国のほうでは鋭意論議中でございまして、考え方としては定期接種化というふうなところになるかと思っております。ただ、中身的にどのようになっていくのかと、年度的にもいつからかということまで現在のところでは明らかにはなっておりません。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 現実的に、今自治体の中では国が補助をしなくても自分で補助をやっているところもあるわけですが、1カ年事業という形、1カ年というか1年と1カ月になるわけですが、この国の動きもあるわけですが、もし国が今回で終わりだというような話になったとき、市としてもまた続けていく考えがあるのかどうかですね。まだそこまで決めてないということであれば決めてないということ結構ですけども、その辺の先のことをですね、聞かれる方もいらっしゃると思いますのでお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申しましたように、とにかく今から始めるというところにスタートラインに今立っているわけでございまして、これはもともと要望が強かった中身を1つずつ解決していこうとしているというふうに私たちはとらえています。そのほかにたくさん要望がございますワクチンもございます。ですから、まずはこういうものの定期予防接種化に向けての取り組みということで私たちはとらえておりますし、今から先も定期予防接種化に向けては全国市長会、県市長会なりでやはり要望していくというスタンスをとっておりますから、その中で考え方としては整理していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 1点お聞きしたいんですが、今、清水議員のほうからありましたけど、確かに公明党さん、共産党さんもですか、民主党、そして自民党の一部、野田聖子さんを中心とする女性部ですね、がこういったことを進めているというふうに理解してますが、私、今回一般質問でもこの点を取り上げたんですが、効果に対する問題ですね、若干疑問。まず、ウイルスの数が多く、そして日本人が持っているウイルスはその中の割合が低いと。そして、実際の薬効ですね、効果、そして副作用。副作用に対してもいろいろあると。そういったところを、この予算、補正見ますと若干の印刷製本費とかたった8,000円増額とあるんですが、その辺の通知ですね。ワクチンを接種する判断ですね、任意ですから。これに当たってそういうふうな情報は提供されるのか、その辺をお答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 当然、中身についてはきちんとした情報というのはお渡ししなくてはいけないというふうに思っております、その中で、任意接種ですので、保護者の方にやはり判断していただくというふうなところで今のところは考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 具体的にそういうふうな説明文の文案等はもうまとめられてあるわけでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） もともと基金事業ですので、今、県議会のほうでも実際2月の県議

会で最終的に確定をいたしますので、それまでの手続関係を今、筑紫医師会と鋭意協議中という形でございます。ですから、そういう中で具体的な中身についてもきちんと筑紫地区の中でも整理されていくというふうに関のところ予定として見ております。そのような形で取り組みます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 3つのうち2つは、もう何ら異論なくですね、遅いぐらいの感じと考えておりますけれども、この子宮頸がんに関しましては、今申しましたようにたくさんの形があると。そしてまた、日本で承認されているのは、この1銘柄ということで、今後また状況が変わっていくことになると思います。そういったときに早目早目に情報を取得されて発信されるように、これは、要望です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほどの回答の中でダイレクトメール等で通知をするというお話がございましたけれども、当のですね、いわゆる中学生に対するですね、この子宮頸がんそのものこともやはり説明が必要でしょうし、それでこういうワクチンを接種するんだというですね、そういったことをやはり理解をしてもらおうと、その上で任意で接種をしていただくという形がですね、一番望ましいのではないかというふうに思うんですね。そこで、やはり学校での、親に対するものはそういったダイレクトメールでいいかもわかりませんが、学生についてはですね、やはり直接的に学校においてそういう説明をされる必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） もともと考え方といたしまして、やはり中学生からということになりますので、学校抜きにはやはり考えられないというふうなことで今思っております、来年早々にでも学校との協議というのは開始をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほど清水議員のほうからもありましたが、国がこういう形で今予算計上できましたからいいんですけども、我々としてはですね、ぜひそのことがなくなったりしてもですね、太宰府市としてこの問題に取り組んでもらうということをしてですね、今の段階で回答はできないでしょうけども、ぜひそのことを強く、強く要望をいたしておきます。

以上。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっと素朴な疑問なんですけど、これはやはりこのワクチンを接種する際は、産婦人科に行って接種しなければいけないんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 通常、定期予防接種といいますのは、個別予防接種で医療機関で今行っておりまして、その医療機関が多分行くだらうというふうに今のところ思ってますけども、本市におきまして、ちょっと数は覚えませんが幾つもございます。現段階ではまだ筑紫医師会でもどの医療機関ってところまでまだできてないんですけども、同様の対応で接種する形になろうかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） できたら、さっき福廣議員もおっしゃったように、教育現場でそうやって理解を求めるのであれば、やはり任意かもしれないですけど、体育館とかで昔やってましたけど、そういった予防接種も考えるようにしていただけたらなと私思うんですよ。もし産婦人科とかになると、やはり中学校1年生から高校1年生の女の子ですから、やっぱりそういうところに行きたくないとか抵抗がある子もいると思うんですね。そういうことをぜひ踏まえていただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 回答はいいですか、答弁は。

（3番長谷川公成議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） このワクチンはですね、有効期限がありますので、医療機関としてはですね、在庫保証があるなら別でしょうけど、恐らく在庫を少しとか持たないとかという医療機関が出てくると思うんですよ。それで、恐らくそうなった場合には予約制度になるんじゃないかということを考えておりますが、その辺の対応はいかがですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど申しましたように、今、筑紫地区と筑紫医師会とで鋭意協議中でございますね、まだ最終的なものまで行き着いておりませんので、それについては当然論議されていって整備されるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 未来基金創設特別委員会最終報告

○議長（不老光幸議員） 日程第17、「未来基金創設特別委員会最終報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

未来基金創設特別委員会委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 本特別委員会は、議員全員構成により、皆さんご承知のとおり18回の委員会のほか、小委員会や委員会協議会において議論を重ねてまいりました。特別委員会における議論の中心は、歴史と文化の環境税にかわるものとして同じ程度の基金が担保されるか、未来基金が本当に集まるのか、どのようにして集めるのか、そしてそれが継続して集まるのかということでした。未来基金を集めるためにまずやるべきことは条例をつくることであることと考へ、執行部からは、条例と同時に規則をつくって細かな事項を定めるべきとの意見もあり、議員3名も参画している未来基金創設検討委員会の審議の内容報告を受けながら議論を行い、特別委員会の中に小委員会をつくり、その中で検討委員会から提案された未来基金条例（案）を再検討し、修正等を行いました。

昨年6月に開催された委員会では、執行部に対して規則、要綱、協議会の設置などについて協力を依頼して、条例案を9月議会で議員提案する方向性を確認をしました。その後の委員会協議会では、検討委員会の委員さんも出席いただいて、これまでの特別委員会での審議経過を報告し、意見交換を行い、貴重なご意見を伺いました。その後、特別委員会を3回開催して、条例案の細かな字句の修正や提案方法を審議し、平成21年9月定例会の最終日において、本条例案は全会一致で原案のとおり可決されました。

太宰府古都・未来基金条例が本年4月1日に施行された後も6月と9月に委員会を開催し、行政からの支援等について議論を行いました。さきの10月22日には未来基金推進会設立総会が太宰府天満宮文華殿で開催され、役員、事務局体制や今後の具体的な推進体制が整いました。これによって本特別委員会はその役目を終えたと判断し、12月3日、委員会において報告を行い、同日をもって解散をいたしました。

これもちまして未来基金創設特別委員会最終報告といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 発議第3号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について



○議長（不老光幸議員） 日程第18、発議第3号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 発議第3号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明申し上げます。

本案は、議員定数削減に伴う委員定数の見直しに伴って条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正を行うものです。

提出者は、太宰府市議会議会運営委員会委員長佐伯修。

改正の内容は、太宰府市議会委員会条例第2条第1項第1号及び第2号中の「7人」を「6人」とするものです。施行期日は、平成23年1月1日。経過措置として、この条例による改正後の太宰府市議会委員会条例の規定は、平成23年1月1日以降、その期日を告示される一般選挙後初めて開会される議会から適用し、当該議会前における常任委員会の委員定数については従前の例によるとしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この発議第3号ですが、議員定数削減審議については委員会や本会議でも大変な論議になりました。その中で私は、やはり今までどおりの定数でよいという立場を一貫して委員会や本会議の場でも発言をし、動議も提出もしてきました。こういう審議過程がありまして、一貫して議員定数、市民の声をやはり20名という長年の町村合併から今日まで40年以上も削減をしていた経過がありまして、20名の定数というのは引き続き行ふべきだということ論議をしましたが、最終結果は定数18名になりました。私は、一貫してそういう立場

をとっておりまして、この発議第3号が出てきて、6、6、6とすることについて発議ですが、その審議過程で態度を明らかにしておりまして、決まったからという形でこれに賛成をするというのは、今まで審議過程から見て納得できないところがありますので、私は筋を通したい。こういう立場で、この発議第3号については反対の討論を行っておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 発議第3号につきましては、先ほど同じ会派の武藤議員からも反対討論が出ておりますが、私も定数削減については反対をしております。その定数削減を踏まえた上でこの発議でありますので、私も反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 請願第4号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第19、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」について、その審査の内容と結果の報告をいたします。

紹介議員となっている委員から、青色申告をしている事業者について家族分の給与は必要経費として認めているが、白色申告をしている事業者については配偶者で最大86万円、子などの場合は最大で50万円までしか認められていない。不況の中、家族で一生懸命働いているにもかかわらず、一部の控除しか認めないというのは税法上に大きな問題がある。ぜひ請願の趣旨をご理解いただいて請願を採択し、国に対して意見書を提出していただきたいとの補足説明がありました。

これに対して委員からは、申告の方式を青色申告に変える選択肢はないのかなど質疑があり、紹介議員である委員からは、青色申告を選択した場合、幅広く記帳しなくてはならないため、青色申告を望まない方がおられる。しかし、望まないからといって一部の控除しか認めないのは矛盾があるなど回答がありました。

別の委員からは、労働分はきちんと給与で保証されるべきであるという考え方には賛成だが、労働時間を明らかにするのが非常に難しい。先進国では当然賃金として認めているということなので、もう少し調査したいとして継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題とし、採決を行いました。その結果、賛成少数により継続審査とする動議は否決をされました。

請願に対しての質疑を終え、討論では、請願の趣旨には反対ではないが、今の段階では賛成できないとする反対討論、青色申告者であれ白色申告者であれ同じ扱いをすべきであるとする賛成討論、請願の趣旨については一部わからないでもないが、現状の申告のあり方が問題である。現状のままでプラスの点だけを受け入れ、本質的な問題は置いておくということに対しては賛成できないとする反対討論、以上3件の討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第4号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この請願第4号について反対の立場から討論いたします。

本請願が出され、現在、白色申告を行っている自営業者、税理士の方に実情を伺ってまいりました。結果、現在の白色申告のまま青色申告の恩恵を受けるという本請願の内容では、申告方法がその課題であるという結論に達しました。請願にある自家労賃を必要経費として認めている諸外国の申請方法について、日本の青色申告に近いのか、白色申告に近いのか、その実情を調査し始めましたが、常任委員会までに調査が終わらず、継続審査の動議を出しましたが否決され、現在の段階では賛成できないということを申し添えて反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 紹介議員といたしまして、請願第4号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書に関する請願」について採択を求めて討論させていただきま

す。

この請願の趣旨は、申告の種類を青色、白色の区別なく、働いた分の賃金を正当な報酬として認めてほしいという内容のものであります。福岡県の最低賃金は692円です。1日8時間働いたとして5,536円、これを月25日で換算すれば13万8,400円になり、年間に直せば166万800円となりますが、白色申告の形態をとっていけば控除される分は86万円しか認められないこの状況を改善してほしいというもので、焦点になっております法的根拠になっております所得税法56条が、そもそも制定された戦後のすぐのシャープ勧告が出された当時の話であり、当時の経済情勢、また時代とは今大きく変わっております。国会でも見直しに向けた動きが、所管であります財務省の政務三役からも発言されるなど、情勢も変化しており、政府の決断を後押しするためにも請願を採択していただきまして、意見書の提出を重ねてお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議員の皆さん、委員会では大変私に対し、紹介議員として委員からいろんな質問をいただきました。大変、委員会で論議をいただいたことに対してはお礼を申し上げます。今、意見がさまざまありますが、青色にしたらどうかというのがありますが、委員会でも説明をしました。私も青色申告ですが、今、本当に大変な業務に追われております。青色は正しい申告をする、白は不正な申告をするというような委員会でも発言ありましたが、白であれ青であれ正しく申告するのが国民の義務であります。私は、そういう状況の中で、白色申告の場合、黒字であれば86万円の控除をとることができる。ところが、赤字、この不況の中で赤字になりますと、この86万円がとれなくて38万円しか受けることができないというのが現状です。そうすると、1日朝夫婦で、親子で働いても、本当に家族が所得が認められない。38万円、市では33万円です。そういう今の中小零細である事業で働く奥さんや子供たち、こういう方たちの今のその制度が矛盾があるということで、日本全国各地で現在300近くの自治体がこの請願を採択し、税法の改正を国に求めたところであります。この近隣市の中でも可決をしておりましたが、太宰府市では否決されました。私は、本当にこの中にも家族で事業されている方もあると思うんですが、白でも青でもですね、やはり同じような扱いをすべきじゃないかと、家族の労務を対価を認めるべきだという立場をとってございまして、この請願が委員会では不採択になりましたが、私は本議会で可決すべきだ、こういう立場でこの請願の可決を皆さんにお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(不老光幸議員) 起立少数です。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成2名、反対16名 午後0時00分〉

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第20、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」及び日程第21、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第5号の審査における主な内容と結果をご報告します。

この請願につきましては、12月8日付で議長あてに429名の署名簿が提出されております。協議では、請願書に幼・保一体化の問題等触れられている。そもそも幼稚園と保育園では施設の成り立ちも違うし、給食施設の一つをとっても問題点があることは明らかで、単純に一体化して待機児童の問題が解消できるということではないと思うので、採択すべきであるという意見が出ました。

協議の途中、現在、政府においてまだはっきりした方針が出ていないので、政府の動きを見守りたいということで継続審査の動議が出されました。本請願を継続審査することに対する意見として、議員任期も残り少なくなっている状況でもあるし、早急に採択して政府に対しきちんと意見を表明すべきであるとの意見が出ました。

継続審査に対する協議を終え、請願第5号を継続審査にすることについて採決を行いました。

採決の結果、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議に入り、委員から、電磁波強度がはかれないまでも現地を調査すればどうかという意見が出され、現地調査に行くことの異議を確認しましたところ、異議ありとして先に協議をすべきだとの意見が出されましたので、現地調査に行くことについて採決をとりました。

採決の結果、賛成多数で現地に行くことに決定し、暫時休憩後、太宰府東小横、太宰府南小横、青葉台公民館敷地内に設置されています携帯電話基地局を現地調査いたしました。

現地調査を終え、委員会再開後、現地調査を踏まえたところで協議を行いました。

協議に先立ち、執行部の見解を求めたところ、市は専門的な知識、技術を要した職員がいないし、専門的な研究機関もないので、市としては公である総務省の見解を支持しているということでした。そこで、総務省が作成した携帯電話基地局に関するパンフレットを配付してもらい、資料として説明をしていただきました。パンフレットの内容では、国際的なガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はない。携帯電話端末及び携帯電話基地局から放射される電波の暴露によりがんが誘発されたり促進されたりすることは考えにくい。その影響についても、健康への明らかな重大な影響はないということが主な見解として示されました。

協議に入り、委員からの意見としては、私は結果が出たからでは遅いと言いたい。専門的な技術を要する者がいないならば、そういう専門職を充ててもらい、請願の中に不安という文字が幾つか出てくるが、安全・安心のまちづくりのためにこの請願に賛成するという意見や、執行部から説明があったとおり、篠栗町や鎌倉市では条例が施行されている。また、各地で健康被害に関する裁判が行われている状況など事実がある。今回は携帯電話による電磁波は、ここ10年から15年という短い期間のデータしかなく、今後の調査が待たれる状況であること、説明があったWHOの見解については、請願と若干の内容のずれがあるようだが、WHOに属する機関のIARC・国際がん研究機関が今年5月に公表した報告でも、やや玉虫色であったと言わざるを得ない。この問題は慎重に対処しなければならないと思う。よって、この請願は継続審査にし、さらなる調査が必要であるということで継続審査にすべきという意見が出されました。

継続審査の動議が出されましたので、それについての意見を取りまとめたところ、議員の任期も半年を切っている状況で、継続審査にして果たしていいのか。現地調査を行ったが、東小のところにあった基地局の電波を発する位置が3階の教室のところとほぼ高さが等しいのではないかと感じた。あの場所を見る限り、子供たちに健康上の被害が出ないとも限らないと感じたので、採択すべきと思うので継続審査とすることに反対するや、理由はよくわかる。しかし、この文化的な生活をするという世の中になってきている中で、その日常生活との絡みと総合的に判断しなければならない。やはり、電磁波が教室に何時間当たっているか、授業中さら

された場合にどういう影響が出てくるかとかの実態を把握し、電磁波をはかるなどの機会を設けてもらって、その後はっきりした市としての方針、条例をつくってもらいたい等の意見が出されました。

協議を終え、請願第6号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今回の委員長報告の中で継続審査の理由となったのが、政府の見解がまだ出ていないのという内容があったと思うんですが、この法案については来年1月もしくは3月の通常国会にも法案が提案される予定になってまして、したがって、この12月議会で政府に意見書を出してもらわないと既に遅くなるわけなんですけど、そういった議論は委員会の中であつたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それについては、委員会では法案がいつ上がるというような協議はありませんでした。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） では、第5号については終わります。

次に、請願第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 大変慎重に審議をさせていただいているなという感じがいたしました。調査をしてというお話がございましたが、そういった形でのスケジュール、あるいは調査がどういう方向で出るかというの、やってみないとわからない部分ですが、調査を、言うならば、出なかった場合とか出た場合とかあるんですが、どうしてもしなくてはいけない内容なのか、そういった議論があつたのか、スケジュールとですね。どの程度、どこがどういう形でやるのかという話が出たのかどうか、議論がなつたのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 調査をすべきという意見は出しましたが、具体的にいつ、どこで、どういう方法でやるというような意見については出ませんでした。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 質疑の中で、今現状、太宰府市の中にどれぐらいの基地数があつて、小学校、学校の付近にはどれぐらいの基数があるかということは、議論の中で出ましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それについても出ませんでした。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

所管委員会でも私はこの請願の採択を求めて討論しておりますが、とりわけ今進められようとしております幼・保一元化というもので、待機児童解消のもとに幼・保一元化が行われようとしておりますが、単純に幼・保を一元化したから待機児童が解消されるという問題ではないと思います。幼稚園と保育園では、そもそも1日の子供たちの過ごす生活の時間が違います。仮に一元化したとするならば、幼稚園で通園している子供は午後2時ぐらいには帰宅するというような形になりますが、ちょうど保育園に入っている子供はその時間お昼寝の真っ最中ということで、1日の子供たちの、一つの園で過ごす子供たちの生活がばらばらになってしまうという懸念も容易に想像できますし、また、給食設備一つをとっても幼稚園と保育園では全く違う形をとっております。そういった問題点の解消を示されず、単純に幼・保一元化と称するような内容の保育制度改革については慎重に対応しなければならないと思いますし、先ほど委員長報告の中でも429名の署名が出ているということもありましたが、今回請願者にこれだけ多くの父母の方が連ねておられる状況を見ても、その不安を払拭するために議会として政府に意見書を提出するべきだと考えます。採択を求めて賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 紹介議員として本請願をぜひとも採択していただきたいと、そういう意味で討論をさせていただきたいと思います。

提案理由説明の中でも申し上げましたが、また今、藤井議員からもお話がありましたよう

に、本来、保育所と幼稚園のそもそものが違うわけでありまして、またこれが緩和されることによりまして営利主義的な業者が入ってくる。東京都内では4月に開園して8月、9月に閉じるということで、子供たちがどこの保育園にも幼稚園にも行けなくなると、こういう現象も出てきております。また、安易に緩和をしますと、現在の0歳児に対して3人に1人という部分があるが、これが緩和されることによって10人の0歳児を1人で見るといようなことも危惧をされております。したがって、私どもは、今日の議会の中で請願をぜひ採択していただいて、趣旨に書いておりますように、ぜひともですね、現在の保育制度あるいは幼稚園制度を確保し、あるいはまた、もっともっと待機児童の緩和へ向けてこそ議論をすべきだというふうに思っていますので、ぜひとも保育制度に関する意見書を本議会の中で可決していただいて、国の機関に提出をしていただきたいということをお願いを申し上げまして賛成討論にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 私は、この請願第5号に関しまして委員会で審議されました継続審査に対し、賛成の立場から討論をしたいと思っております。

今、国のほうがですね、決めたわけではないと思っております。今、調査研究中であることから、国の動向を見ながら継続に賛成をしていきたいと思っております。保護者の不安もね、大分わかります。ただども、国がどの方向に子育て支援の観点から幼・保一元、あるいは現在の保育所のあり方を検討しているさなかだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第5号を継続審査とすることは否決されました。

〈否決 賛成8名、反対10名 午後1時16分〉

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時26分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

請願第5号を継続審査するという事は否決されましたので、環境厚生常任委員会において委員会を開催され、請願第5号について審査されますようお願いいたします。

ここでお諮りします。

本請願の委員会審査については、本日午後3時までに終了するよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」について討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番(渡邊美穂議員) 請願第6号につきまして、請願に賛成、継続審査に反対の立場で討論いたします。

日本はこれまでアスベスト、葉害エイズ、C型肝炎など諸外国において規制が始まっていたにもかかわらず実証されていないという政府の見解で使用を続け、被害を拡大させたことは、議員の皆様もご存じのとおりです。日本においても2003年には国立環境研究所が子供のがんの発生率が高くなるという研究結果を発表し、2010年にWHOも発がんとの関連についてのデータを認め、国単位や地域単位で規制をかけているという事実から考えると、特に影響を受けやすいとされる子供に対し、国の方針だけをうのみにすることができないという保護者の不安は誠に妥当なものであると言わざるを得ません。新聞においても、現在の電磁波問題は壮大な人体実験だと取り上げています。仮に数カ月この請願を継続したとしても、何か大きくこの問題を取り巻く状況が変化するという事は考えられず、継続の意味がありません。したがって、市の施策を一步でも進めるためにも、この請願は採択すべきものであると考えます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 私も同じく継続審査には反対、請願の採択を求める立場で討論させていただきますが、所管委員会で赴いた現地調査のときにも、とりわけ東小学校の付近にある携帯電話の中継基地と3階の教室が直線上でつながっているという事実をこの目で見たときに、やはり何らかの対策が必要ではないかということを感じました。今、渡邊議員の討論でもありましたが、保護者の方の不安に対してこたえるのが行政の責任であると私は考えます。その意味からも、本請願は採択すべきであると考えますので、継続審査に反対の立場を表明いたします。

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 私も継続ではなく採択すべきだと。請願の要旨、理由もよくわかりますし、今、2人の議員からも継続しないで採択という内容がありましたが、わかりやすく言い

ますとね、病院に行って、必ず携帯電話のスイッチ切らなきゃいかんでしょ。

(「そんなことない」と呼ぶ者あり)

- 19番(武藤哲志議員) いや、やっぱりマナーで、ああいうICUなんか入っているところで携帯電話なんか使うというのは、これはあんた、マナー違反でしょう。病院の部分もあろうけど、そういう一つの電波に対する機器の誤動作なんかもあり得るといういろんな部分もありますし、やはりこういう請願の要旨や趣旨もありますし、継続すべきではないと。やはり請願の趣旨を理解し、そしていろんな問題が起きたときに、行政がみずから手を差し伸べる、それがやはり行政の役割だというふうに考えておりますので、私はこの請願は継続じゃなく採択すべきだという立場で討論を行っておきます。

以上です。

- 議長(不老光幸議員) ほかに。

13番清水章一議員。

- 13番(清水章一議員) 先ほど確認しまして、一応討論に関しましては、継続審査について賛否の討論ということでございますので、私は継続審査について反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願の趣旨は、やはり住民の方々が非常に不安に今感じておられるということは現実でございます。そういう意味で、今回の請願で述べられている内容は住民の合意に基づく、携帯電話基地局の設置とか小・中学校のそばを回避すること、あるいは既存装置については、小・中学校の子供たちへの携帯基地局による環境の影響を減らすこととなっております。地方自治体として何ができるかについて速やかに住民とともに考えていく、そういうことは大変重要だと考えております。

よって、私は、本会議において一日も速やかに採択をするべきだと思ひまして、継続審査については反対の立場で討論させていただきます。

- 議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

1番原田久美子議員。

- 1番(原田久美子議員) 今、清水議員と同じく、継続審査に対し反対させていただきます。

私は、環境厚生常任委員であり、この請願につきましては、環境厚生常任委員会に付託され、賛成させていただきました。私も、3人の子供を太宰府市で産み育ててまいりました。親の気持ちは非常にわかります。また、電磁波は危険が多く指摘されており、諸外国や日本でも子供を守る規制が行われていると聞いております。今は白ではなく灰色だが、まだ黒とはいっていませんが、被害があつてからでは遅い。これは、とり方によっては障害者差別になると思います。総務省が安全だからと言っているから健康被害など起こるはずがない。決してそういうふうなことは言わず、住民の立場に立っていただきたいと思っております。何もしないでおこうというのは、健康に関する問題を避けていることと同じことだと思います。太宰府市の子供は、未来を背負って立つ子供たちですので、よろしくお願ひしたいと、重ねてお願ひしたい

と思っております。

それと、地方政治の役割は、総務省の見解で住民を門前払いすることなく、住民の切実な声に耳を傾けるということだと思います。また、この請願に関する署名は、短期間で2,000名を超えたと聞いております。請願の文書をよく読むならば、健康上の環境配慮は非常に重要であり、環境政策の基本原則ということを書いております。また、これは当たり前のことだと思っております。問題はないと思われま。学校、公共施設における電波環境については、市として誠実に対応していただき、当然取り組むべき事柄であり、市と一緒に子供たちが安心・安全に育つまちをつくりたいと思う親心だと思います。

最後になりましたが、井上市政は協働のまちづくりを進められています。市と住民が協働して安心・安全の町をつくろうというもののよう思えます。

以上、子供の健康に関するものですから、先送りすることはふさわしくなく、子供たちが安心・安全に育つ環境をつくっていくべきと考え、この請願には賛成いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も、請願第6号の継続審査に対しては反対の立場から討論させていただきます。

私もかつてですね、長浦台から青葉台に飛び火していきました携帯電話基地局建設の件で住民トラブルとなり、大変苦労した経験がございます。2年がかりで紛糾し、自治会と一緒にあって緊急集会も何度も開き、住民投票の結果、地形的に高台で、鉄塔の高さもそんなに必要ないことから青葉台公民館広場に決定いたしました。コミュニティ無線に絡めて建設をされております。一時は業者と結託しての建設ではないかという誤解を受けたりするなどですね、苦い思い出として今も心に残っております。現在、国としての規制がありません。景観条例もできた以上、制限を設け、本市としてのルールづくりをする必要があるのではないかと痛感しております。今回の請願は、建設絶対反対ではなく、保育所や小・中学校周辺の子供たちに配慮した建設の適正化に関する請願でありますので、結審をしていただきたく、継続審査には反対いたしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 私は、委員長報告のとおり、審査結果、継続に対して賛成の立場で討論させていただきます。

請願書の中の文章の中で、かなりすべていいところばかりありますけど、この中に条例をつくるという文章が1つあります。この条例をつくるということに関しては、やはり皆さん、みんなで慎重審議をしながら、勉強会をしながら、そしてこの文章を変えながら、太宰府市が実態を調査し、現在建っている基地も撤去するようなところも指導しなさいというような文章になっております。今から建てようとする基地だったら太宰府市のほうも指導をしてくださいというような口上でいいと思えますけど、現在建っているやつも撤去というような文章もあら

われております。そういう面から見まして、みんなで慎重審議、勉強会をしながら、条例というものをつくっていくべきじゃないかなと思います。

○議長（不老光幸議員） ほかに。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 今、請願の文章そのものに対してご発言がありましたけど、これ、私、平成17年から何度も一般質問やってきまして、また私自身も何度となくこの携帯の基地局問題で苦労しました。この文章読みますと、結論からいうと、現状を踏まえた正論です。このまま質問の原稿にしてもいいような内容だと思います。また、会期内でなぜできなかったか、そこが少し先ほどの委員長報告ではわからなかったんですが、ぜひ散会の後何度でも委員会をやって、研究が必要なら研究、専門家が必要なら専門家を招致して議論を深めて結論を出すべきだった。この次は3月の定例会ですね。もう目の前に統一地方選が来てます。我々の任期もそこまでです。そして、そこでもし継続になったら、これは審議未了、廃案ですね。つまり、なかったのと同じになる。これだけの民意がここにはっきりあらわれてきているんですから、きちんとこの場で結論を出すべきです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 請願第6号の継続審査に反対の立場で討論いたします。

私も、3歳と0歳の娘を持つ父親でございます。本市の将来を担う子供たちが安全・安心に教育が受けられるよう、迅速に対応するのが私たち大人の使命であります。したがって、一刻も早く、この請願の採決を行っていただきますようお願いいたしまして、この継続審査には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第6号を継続審査とすることは否決されました。

〈否決 賛成6名、反対12名 午後1時40分〉

○議長（不老光幸議員） なお、環境厚生常任委員会においては、委員会を開催され、請願第6号について審査されますようお願いします。

ここでお諮りします。

本請願の委員会審査については、本日午後3時までに終了するよう期限をつけることについて

てご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第5号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議に入りまして、保育所に入園する分について直接契約することによって障害者が拒否されると不安がある、また年が明けて法案が提出されるようなので今すぐ採択すべきである、それから政府が待機児童解消を検討しているので意見書を出す必要はないというような意見が出されました。討論においては、幼・保一体化させることで待機児童解消されるとは思わないという討論も行われました。

協議、討論を終え、採決の結果、請願第5号につきましては、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(不老光幸議員) 起立多数です。

よって、請願第5号は採択することに決定しました。

(採択 賛成10名、反対8名 午後3時02分)

○議長(不老光幸議員) 次に、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第6号に審査における主な内容と結果をご報告します。

協議では、市内全域に在するすべてのアンテナが対象か、その範囲についての質疑がありましたが、傍聴席に提出議員であります清水章一議員がおられましたので見解を聞きましたら、市内全域であるということで回答がありました。

次に、意見としまして、結果が出てからでは遅いので早く採択をすべきであるという意見が出されました。それから、早く採択すべきであるということで意見が幾つか出されました。

次に、討論を行いまして、討論では、安心・安全のための施策を立案することになり賛成である。携帯電話の普及も考えると、もっとよく調べないともろ手を挙げて賛成はできない等の討論がありました。

討論を終わり、採決をいたしました。採決は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会の方々には大変慎重審議をしていただき、また現地まで調査いただき、ご採択をいただいたことに感謝申し上げます。

この問題に関しましては、平成17年、平成18年、平成19年と一般質問等で取り上げてまいり

ました。市のほうは、もしこれが採択された場合は、速やかに住民の関係者の方々の要望等があれば、お話し合いの場をですね、設置していただきたい、あるいはまた、条例等の検討に入っていたきたいということをお願いして賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 私も、賛成の立場から討論させていただきます。

携帯電話については、今や公共の利益に多大な貢献を認められ、今の社会ではなくてはならないものとなっています。既設の中継局の撤去等は、社会的に影響も大きく、また健康への実害も確認されていませんので、この請願の中にあります既存施設の撤去等の対策についてはする必要はないと思いますので、ここの部分については賛成できません。しかし、人体への影響についてはある程度認められるということで、体がまだ発育途上にある子供たちへの体への影響の不安を考えると、幼稚園、保育園、小・中学校周辺への建設については一定の配慮を行うべきであると思いますので、また基地局の建設については、トラブルが発生しないよう事前説明会を行う等行政指導するなど、行政においてある程度の基準を設けるべきであると思いますので、この請願については賛成いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 何度も申しましたけども、まず、個人ができることと、そして行政ができることということがいろいろあります。その中で、もうあと10年あるいは20年先というと、恐らくこの議場における、私を含めているかどうかかわからないわけです。しかし、その時点でもし何かあっても、やはりさかのぼって責任、いわゆる不作為の責任というものは問われると思います。まず、この請願をきちっと採択して、そしてそれを一歩として次の段階に進んでいくことが大事だということで、この請願に賛成です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 私も、今請願について賛成の立場で討論します。

私も、現実、今でも新設の動きはいろんなところで起きております。ある一定のルールづくりがぜひ必要であろうというふうに思いますので、本案に賛成の立場で討論とします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、請願第6号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成15名、反対3名 午後3時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第7号 太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された請願第7号「太宰府市の小中学校の少人数学級に関する請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

紹介議員となっている委員からは、本年9月議会において少人数学級の実現を国に求める意見書を全会一致で可決した。本請願の趣旨については、可決した意見書と何ら変わるところはなく、請願者は2,600名を超える署名を集めておられ、それだけ多くの方が少人数学級の実現を求めている。そういった多くの市民の声を考慮いただき、ぜひ請願を採択していただきたいとの補足説明がありました。

委員からは、教員及びクラス増に伴う市の負担などについて質疑があり、紹介議員である委員からは、来年度就学される人数も不明な段階では明確な数字を申し上げることはできない。例えば、空き教室がある学校や教員の加配がある学校から実施していくなど、できるところから取りかかっていたいただきたいというのが請願の内容である、など回答がありました。

また、来年度から8年かけて35人以下学級を実現する方針を国が示していることから、国の動向を見るべきであるとして継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題として採決を行いました。

その結果、賛成少数により、継続審査とする動議は否決をされました。

請願に対しての質疑を終え、討論では、教師は多忙をきわめており、現状の児童・生徒数では負担になっていることは明らかであるとする賛成討論、教師がもっと勉強すべきであるとする反対討論、予算面が心配ではあるが、市の将来を担う子供を育てるためであれば賛成であるとする賛成討論、今日まで一貫して議会をお願いをしてきており、市長、教育長も前向きな答弁をしている。子供たちを大切にするためには、少人数学級が必要であるとする賛成討論。将来を担う子供たちには快適な学校生活を送ってほしい、また市の子育て支援が進み、この市に住んでよかったと言えるような施策のまさに第一歩であるとする賛成討論。以上、5件の討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第7号は委員多数の賛成をもって採択すべきものと決定しました。

なお、本請願につきましては、執行部へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求するこ

とを委員会において決定しております。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 本案について賛成の立場で討論します。

要旨が、太宰府市の小・中学校をできるところから35人学級にしてくださいという要旨になっております。ただいま委員長報告にもありましたように、できるところからしてほしいという請願の要旨というふうにとらえまして、私は賛成の立場をとります。

以上。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、請願第7号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対1名 午後3時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 請願第8号 第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第23、請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」を議題とします。

本案は総合計画特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総合計画特別委員会委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総合計画特別委員会に審査付託された請願第8号「第五次太宰府市総合計画上程案の審議に関する請願」の審査結果について報告をいたします。

審査に当たり委員から、総合計画審議会会長を参考人として招致してはどうかという意見が出されましたが、協議の結果、これは行わないものとなりました。

その他、さしたる意見はなく、討論では、反対の立場、賛成の立場でそれぞれ1名の委員が発言をされました。

討論を終え、採決の結果、請願第8号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本日、日程第1の議案第67号「第五次太宰府市総合計画（基本構想）について」討論をしまして、それとのかかわりがあります。この請願の要旨と理由もありまして、本当に5年、10年の部分について総合計画、この部分がもう少し時間をかけて審議をする必要があるということで、この請願の趣旨に賛成をいたしておりまして、私はこの請願が可決されるべきだという立場で賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） この請願、私、紹介議員になっておりますが、全員で構成する特別委員会で不採択となったことを残念と考えておりますが、本会議で最後に議決ということになりますけれども、何度も申しますが、この趣旨といたしますのは慎重審議をお願いするということでもあります。2日間の特別委員会で十分だったかどうかは意見のあるところですが、賛成、反対ともにいろんな意見が出たと思います。その慎重審議をしたということでもありますので、これはやはり採択をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成5名、反対13名 午後3時17分〉

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時18分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

お諮りします。

ただいま安部陽議員外賛成者から意見書第9号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、意見書第9号を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 意見書第9号 保育制度改革に関する意見書

○議長（不老光幸議員） 追加日程第1、意見書第9号「保育制度改革に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 意見書第9号「保育制度改革に関する意見書」につきましては、提出者、私、安部陽、賛成者は安部啓治議員、不老光幸議員、藤井雅之議員、原田久美子議員、中林宗樹議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

保育制度改革に関する意見書。

現在、政府において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は、すべての子供の切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理による保育サービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など、介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて、幼・保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な論議もないまま強引に進めようとしています。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきました。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだ

けでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。あわせて、それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の制度を一体化することに対して、拙速な結論を出すことは社会に大きな混乱を引き起こすものです。

子供の貧困や子育て困難が広がり、緊急な少子化の進行にもかかわらず、都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地で保育の場の確保は困難になってきています。今、必要なことは、国と地方自治体の責任で保育、子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育を保障するための保育制度の拡充です。

よって、国及び国会におかれては、子供の権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望します。

1、すべての子供の豊かな成長、発達のために、憲法第25条、児童福祉法第2条の理念に基づき、保育、子育て支援並びに子供のための施策を拡充してください。

2、国際的にも低水準の保育所（届出保育所を含む）、幼稚園、子育て支援関連予算を大幅に増やしてください。保育の無償化など、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ってください。

3、保育における国と自治体の公的責任、最低基準、財源保障は、すべての子供の成長、発達を保障する制度の基本です。これらの堅持、拡充を図ってください。

①国の責任で待機児童解消のための保育所整備計画を立て、必要な予算措置をしてください。

②児童福祉施設最低基準を引き上げ、保育条件を改善してください。

③保育所（届出保育所を含む）、幼稚園、学童保育などの職員の処遇を専門職にふさわしく改善してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先としましては、意見書に記載していますとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対3名 午後3時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 閉会中の継続審査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第25、「閉会中の継続審査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして平成22年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、平成22年太宰府市議会第4回定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成23年2月21日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 佐伯修

会議録署名議員 村山弘行